

令和8年度 ひとり親家庭つながり事業実施要綱

(目的)

第1条 いなべ市内のひとり親世帯における小学校・中学校に入学する児童を祝うとともに入学準備の支援を目的とする。

(実施者)

第2条 本事業は、社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が共同募金配分金を財源として実施する。

(助成の対象)

第3条 助成の対象は、いなべ市在住の令和9年度に小学校もしくは中学校に入学する、次のいずれにも該当する者。

- (1) ひとり親の世帯
- (2) 当該年度の小学校入学時にランドセルを購入する者もしくは、中学校入学時に学生服・体操服のいずれかを購入する者
- (3) 市民税非課税世帯

(助成額)

第4条 助成額は、対象の購入費用とする。ただし、1名につき3万円を上限とする。

(申請)

第5条 本会へ次の書類を令和9年1月29日までに提出する。

- (1) 小・中学校入学準備品助成申請書
- (2) 第3条第2号の領収書
- (3) 第3条の対象者含む世帯全員が記載された住民票
- (4) 市民税非課税証明書(※申請時点で住民税が非課税の世帯)

2 本条第1項第2号は、令和8年4月1日～令和9年1月29日までに購入したものに限ることとし、写しによる提出も可とする。

3 本条第1項第3号～第4号は提出日の3カ月以内に発行されたものに限ることとし、写しによる提出も可とする。

(助成金の返還)

第6条 本事業において不正に助成金を申請する他、本会が不適当と認めた場合は、助成金を速やかに全額返還しなければならない。